

point 3

希望者は、個人番号カードを取得できます。

通知カードは、マイナンバーの他、住所、氏名、生年月日、性別などが記載され、偽造防止技術も施されています。ただし顔写真がないため、身分証明書としての利用はできません。

希望者には、顔写真があり、公的な身分証明書として利用できるICカード「個人番号カード」を取得できます。

【申請の方法】

「通知カード・個人番号カード交付申請書」の下側が、個人番号カードの交付申請書です。申請書に必要事項を記入して、顔写真を貼付のうえ、同封されている返信用封筒にて郵送により申請してください。また、スマートフォンなどでも申請できます。※交付手数料…当面の間、無料
(本人の責による再発行の場合を除く)

個人番号カードはこんなカード

表面



個人番号を記載しない
(本人同意などにより、誰でもコピーできる)

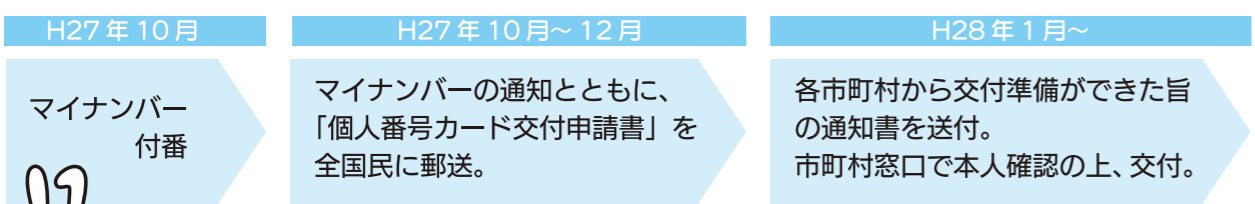
裏面



個人番号を記載する
(コピーできる者は、行政機関や雇用主などに限定される)

個人番号カードは、様々な本人確認の場面で利用できるカードです。ICチップに記録される電子証明書で各種の電子申請が行えるほか、将来的にも様々な使いみちが検討されています。

申請・交付の流れ



写真添付、署名（または捺印）して返信するだけで申請は完了します。スマートフォンなどを利用して、オンラインで申請することもできます。

交付手数料 無料

point 4

問い合わせ先はこちら

マイナンバーに関する疑問・質問にお答えするコールセンターが設置されています。
☎0570-20-0178 (日本語) ☎0570-20-0291 (外国語) ※通話料がかかります。
受付時間 9時30分~17時30分 (土日・祝日・年末年始を除く)
その他、詳しい情報については、以下のサイトでご確認いただけます。
個人番号カード総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>
マイナンバー制度と個人番号カード http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/index.html
このページに関するお問合せは、市民課 ☎85-5502へ



あなたにも マイナンバーが通知されます。

来年1月から、社会保障・税・災害対策の分野の手続きに必要なマイナンバー。いよいよ10月から、個人番号(マイナンバー)などが記載された「通知カード」の発送が開始されます。

point 1

住所の確認をしてください。

通知カードは、原則として住民票の住所地あてに、住民票の世帯にまとめて、簡易書留にて郵送されます。そのため、住民票の住所地と異なるところにお住いの人は、通知カードを受け取ることができない可能性があります。住民票の住所地と異なる場所(居所)に住んでいる人は、生活の本拠があるとところに住民票を異動していただくことが基本ですが、やむを得ない理由により、住民票の住所地において通知カードを受けとることができない人は、事前に申請することによって、通知カードを居所へ郵送することができます。

【やむを得ない理由の例】

- 東日本大震災により被災し、住所地以外の場所へ避難している
- DVなどの被害者で、住所地以外の場所へ移動している
- 医療機関・施設等への長期の入院・入所が見込まれ、かつ、住所地に誰も居住していない

【申請の方法】

9月25日(金)までに、住民票のある市区町村に、「居所情報登録申請書」を持参または郵送してください(必着)。申請書は市町村の窓口や総務省ホームページから入手できます。

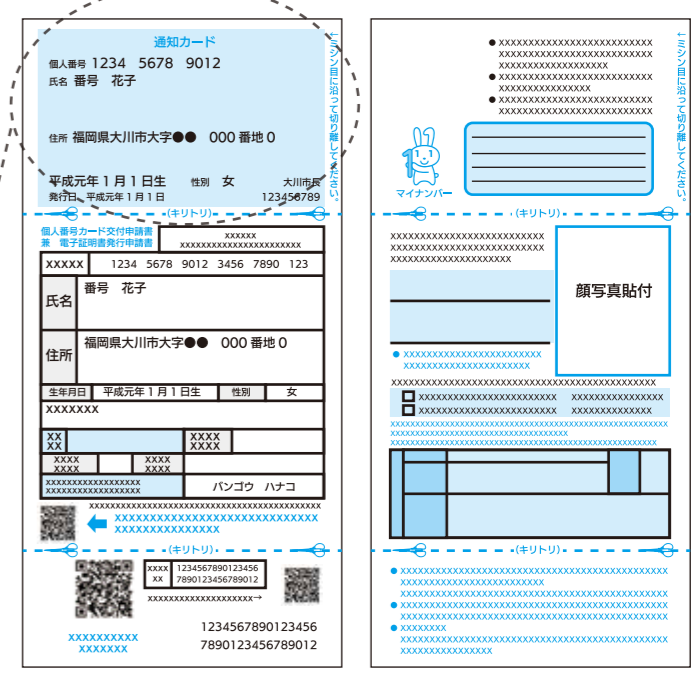
point 2

通知カードは、大切に保管してください。

10月5日以降、順次、みなさんのお手元に通知カード(紙製)が入った封書が届きます。封書には、世帯員分の「通知カード・個人番号カード交付申請書」、「ご案内(説明書)」、「返信用封筒」が同封されています。

大切に保管してください!!

「通知カード・個人番号カード交付申請書」の上の部分が、通知カードです。通知カードは、今後、社会保障、税、災害対策の分野の各種手続きにおいて必要になる、重要なカードです。大切に保管してください。



通知カード・個人番号カード交付申請書の見本(実際は緑色です)